

秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

センターの業務の紹介などを行っています。ご一読いただければ幸いです。

「秋田県地域生活定着促進事業研修会」を開催しました。(2025/11/27)

令和7年6月より拘禁刑が創設され、刑事司法は矯正施設収容による懲役(懲らしめ)から、改善更生(立ち直り)、再犯防止を目指す方針に転換されました。一方、秋田県地域生活定着支援センター(以下、「定着支援センター」という)の支援対象者は、多くの生きづらさを抱えており、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、さまざまな関係機関の支援が必要です。こうした支援ネットワークの構築を目的に、令和7年11月27日(木)秋田拠点センター「アルヴェ」2階多目的ホールにて、「令和7年度秋田県地域生活定着促進事業研修会」(以下、「研修会」という)を開催しました。この研修会は、「秋田県における司法分野と福祉的支援との連携」をテーマに定着支援センターが主催となり、今回初めて企画され、福祉・保健・医療関係者・刑事司法関係者・行政関係者の方など、49名の方に参加していただきました。



まず、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課の担当者より秋田県の再犯防止推進計画と地域生活定着促進事業の説明がありました。最新の第二期再犯防止推進計画(令和7年度から令和11年度)では、再犯率20%減、社会を明るくする運動5,000名参加、地方再犯防止推進計画の策定市町村を25市町村にする、刑務所出所者の協力雇用主を10社にするなど、具体的な目標も紹介されました。

続いて、秋田刑務所、秋田地方検察庁、秋田保護観察所、更生保護施設・秋田至仁会、定着支援センターの各担当者(パネリスト)より、各機関の紹介と取組について説明後、パネリスト相互の質疑応答や会場の参加者からの質問に応じる、パネルディスカッションを実施しました。

パネリスト相互の質疑応答では、以下のようなものがありました。

Q;社会復帰支援として、出所前に事業所見学などを実施している刑務所はあるか?

⇒(刑務所)秋田刑務所で、ハローワークに行った実績はある。他県で、事業所見学を行った話がある。

Q;拘禁刑創設に伴い、刑務所の処遇は、従来の刑務作業のほか、受刑者の更生と社会復帰を目的とした改善プログラムが義務付けられるようになった。この改善プログラムは、受講しても報奨金が貰えないときいたが、何か手当はつくか? ⇒(刑務所)職業訓練を受け資格を取得した人には加算がつくが、改善指導はそこまで至っていない。

会場の参加者からも、「支援を拒否する人への取組や連携について、意見が欲しい」という質問があり、以下のように各パネリストから発言がありました。

⇒(刑務所)本人が支援の必要性を自覚出来るよう、信頼関係が構築されている担当に指導してもらう。また受刑者の立ち直りを支援したり仮釈放などを決定する、地方更生保護委員会の保護観察官に、面接時に外部からの視点で働きかけてもらっている。

⇒(定着支援センター)日頃より本人の意向を引き出すように努め、支援を拒否されても周囲にそれと

なく見守りを依頼している。

⇒(保護観察所):再犯をさせないためにどうしたらいいか、本人にも理解してもらえるよう、個々の特徴にあわせ、考えながら処遇している。

⇒(検察)勾留中に保護観察官との面接と福祉関係者への情報提供について、書面で同意をとり支援を調整しても、釈放後に支援を拒否する人は一定数いる。

⇒(更生保護施設)アルコール依存や窃盗の認知行動療法に基づいたプログラムを実施している。プログラムの参加に消極的な人にも、訓練の大切さを自覚できるよう、職員研修で個別支援の援助技術を学び、時間をかけ丁寧に取り組んでいる。

ほかにも以下のような質問がありました。

Q;(検察・パネラーから居住支援法人の会場参加者へ質問)一番困るのが住む場所。更生保護施設に入れない場合、住まい探しに悩むが、相談したら手助けしてくれるのか？

⇒(居住支援法人)保護観察所から、当日釈放されて帰住地がない人の住まい探しを依頼され、不動産屋に頼んだことがある。できる限り協力はしたい。

最後に、豊澤センター長より本日は実りある研修会となったお礼と、地域で罪を犯した人・生活に困っている人を受け入れる社会の実現にむけて、今後の支援・協力をお願いし閉会しました。